

## 国民体育大会参加奨励費交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国民体育大会（以下「国体」という。）参加者に対し、公益財団法人西条市スポーツ協会が奨励費を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(奨励費の額)

第2条 奨励費の額は、各種目の競技規則に規定された指導者及び選手の数(当該国体開催要項に定められた人員の範囲に限る。)に1人当たり5,000円を乗じて得た額とする。ただし、1チームに係る奨励費の額は、50,000円を超えることができない。

(出場決定報告)

第3条 奨励費の交付を受けようとする者は、あらかじめ会長に国体出場の決定について報告しておかなければならない。

(奨励費の交付資格)

第4条 交付資格は、西条市に住民票を有するものとする。

(奨励費の交付)

第5条 奨励費は、国体参加前に交付する。

(手続)

第6条 奨励費交付申請の手続きは、出場決定通知書、及び領収書の提出による。

(補則)

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人西条市スポーツ協会の設立の登記の日から施行する。